

# 民生常任委員会記録

日時 令和8年3月4日（水）

場所 第二委員会室

午前 10時00分 開会

○後藤 啓委員長 おはようございます。ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配付の次第のとおり、議案8件であります。それでは、順次審査を行います。

## 議第28号 酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定について

○後藤 啓委員長 初めに、議第28号酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 それでは、議第28号酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定について説明をいたします。

本条例の制定の趣旨でございますが、第1条目的にございまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法を基本施策とするとともに、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全空き家等の発生防止及び空き家等の活用の促進を図り、もって、安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に沿った対策を講じるとともに、市及び市民等の責務、自治会の役割、管理不全空き家等及び特定空き家等の認定、命令に従わない場合の氏名等の公表、緊急安全措置、関係機関との連携について新たに規定するものでございます。

施行期日でございますが、令和8年4月1日としております。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。ございませんか。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号酒田市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第28号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は原案のとおり決しました。

#### 議第29号 酒田市空地の適正管理に関する条例の制定について

○後藤 啓委員長 次に、議第29号酒田市空地の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議第29号酒田市空地の適正管理に関する条例の制定について説明いたします。

制定の趣旨でございますが、空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き地が管理不全な状態になることの防止及び空き地の活用の促進を図り、もって安全安心で魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、酒田市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、平成24年に制定した、酒田市空き家等の適正管理に関する条例を空き地に特化する内容とし、市及び市民等の責務、自治会の役割、緊急安全措置、関係機関との連携について、新たに規定するものでございます。

施行期日ですが、令和8年4月1日とし、経過措置も設けております。

以上、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号酒田市空地の適正管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第29号は原案のとおり決しました。

#### 議第30号 酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 次に、議第30号酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

市民課長。

○市民課長 それでは市民課より議第30号酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

1、改正の理由。

今回の改正は、電気通信事業法の一部改正に伴い、それを引用する条項を変更するため所要の改正を行うものです。

## 2、改正の内容。

移動端末設備について、規定されている電気通信事業法の第12条の2第4項第2号ロが、第12条の2第4項第3号のロに改正されることにより、その条項を引用している酒田市印鑑条例第17条の2項及び酒田市手数料条例第6条の2項も同様に改めるものでございます。

詳細につきましては、2ページ以降のそれぞれの条例の新旧対照表の方でご確認をお願いいたします。

3、施行期日については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行日に合わせて施行するものです。

なお、本法律の施行日については、令和7年5月28日の公布日から1年を超えない範囲内で政令で定めることとなっており、現在のところ、具体的な日時については未定となっております。

説明は以上です。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案のとおり決しました。

## 議第31号 酒田市保育所設置条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 次に、議第31号酒田市保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

保育こども園課長。

○保育こども園課長 それでは保育こども園課より、議第31号酒田市保育所設置条例の一部改正についてご説明いたします。

改正の理由としましては、みなと保育園、松陵保育園の統合に伴い、条例の改正をしますのでございます。

第2条の表中、名称、松陵保育園、酒田市住吉町10番25号、みなと保育園、酒田市亀ヶ崎6丁目10番1号、こちらの松陵保育園を削り、みなと保育園1つに改めるというものでございます。

こちらの条例は令和8年4月1日から施行予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号酒田市保育所設置条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第31号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第31号は原案のとおり決しました。

#### 議第32号 酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について

○後藤 啓委員長 次に、議第32号酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

保育こども園課長。

○保育こども園課長 それでは保育こども園課より、議第32号酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

制定の理由としましては、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度と呼んでおりますけれども、こちらの運営に関する基準を市の条例で定めるよう規定されたため、制定するものでございます。

制定の内容といたしましては、市が制定する基準、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が定める内容としております。

施行年月日については、令和8年4月1日とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号酒田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり決しました。

### 議第33号 酒田市介護保険条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 次に、議第33号酒田市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 それでは、議第33号酒田市介護保険条例の一部改正について座って説明させていただきます。

本条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の介護保険料の算定に関する所得の額の算定方法の特例などに関する規定を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

このたびの改正は、令和7年度税制改正により、介護保険料段階が変わり得る方について、令和8年度分に限り、見直し前と同様の判定となるよう、全国一律で実施される見直し基準に合わせて、附則の中に新たにここを加えるものでございます。

令和8年度介護保険料の算定に関する所得の額の算定方法の特例としましては、第1号被保険者本人の収入に応じて給与所得控除の引き上げ額を加えるものでございます。

第12項は、給与等の収入が55万1,000円から65万1,000円未満の方の規定について、第13項は同じく、65万1,000円から161万9,000円未満の方について、第14項については、161万9,000円から190万円未満の方についての規定でございます。

次に令和8年度保険料の算定に関する基準の特例としましては、市民税課税非課税の判定を行う際に、第15条については、第1号被保険者の世帯員の判定について、第16項については第1号被保険者本人の判定について、令和7年年度税制改正前の給与所得控除による算定方法を用いた課税判定とするものでございます。

1ページにお戻り願います。

施行期日は令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。

よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号酒田市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第33号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり決しました。

#### 議第34号 酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 次に、議第34号酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長 それでは、議第34号酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

1、改正の理由につきましては、保険給付費等に見合う財源を確保するため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の各割額を改正するものでございます。

改正内容は飛ばしまして、その先の3、国民健康保険運営協議会での審議経過のうち、8月7日に開催されました審議会におきまして、諮問いたしました。

この時点の枠で困っております中の1番が、直接関係することでございます。

現在標準税率との間に乖離がありまして、その分が赤字になっているということで、これを解消するということとなりますが、急激な負担増を避けるため、令和10年度まで3年かけて標準税率に到達させるという方針で諮問いたしました。

その結果、改正内容につきましては次のページ以降になりますが、一番後ろに新旧対照表がついてますが、ちょっと多いもんですから、まとめたものでご説明いたします。

2ページ目の(1)税率等の改正の改正前の各税率や金額につきまして、下の方の改正後の額に変更するものでございます。

そしてもう1つは、(2)未就学児に係る被保険者均等割額の減額がありまして、こちら表のとおり、改正前を改正後のとおりにするものでございます。

これらは各所得段階で減額の割合に応じて均等割額をそれぞれ按分した金額でございます。

1ページ目に戻りまして、以上の施行期日につきましては、令和8年4月1日となります。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号酒田市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第34号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第34号は原案のとおり決しました。

議第35号 酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 次に、議第35号酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

酒田看護専門学校事務長。

○酒田看護専門学校事務長 議第35号酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正について座って説明いたします。

このたびの改正は、市内の医療機関に就職する可能性の高い学生を確保するため、授業料等の額を定めた、第2条、第2号入学金、ア、市内に住所を有する者5万円の、「市内」という部分を、「酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町及び遊佐町の区域内」に改めるものであります。

施行日は令和8年4月1日を予定しております。

以上よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号酒田市立酒田看護専門学校授業料等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第35号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第35号は原案のとおり決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案8件の審査は終了いたしました。

なお、報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

健康福祉部長より発言がありますので、これを許します。

○健康福祉部長 ただいまの条例改正にもございました、こども誰でも通園制度のチラシの準備ができましたので、委員の皆様へ配付をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○後藤 啓委員長 暫時休憩いたします。

当局の皆さんは、ここで退席願います。委員の皆さんはお残りください。

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 22 分 再開

○後藤 啓委員長 再開いたします。

去る2月21日に開会されました委員長会議の内容、政策提言のことについて、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

今回の委員長会議では、主に次期政策提言について協議が行われました。本委員会としても、今後2年間の活動の指針となる重要な内容でございます。委員長会議の趣旨を共有し、皆様と認識を合わせた上で議員間討議を行いたいと考えております。

基本方針については、資料の1「令和8～9年政策提言に向けて」をご覧くださいと思います。

次期政策提言では、より一層、市民意見を反映した提言を目指し、広聴機能の充実を図ることとしております。

スケジュールの共有ですが、資料の2「スケジュールについて」をご覧ください。

次期政策提言に向けてのスケジュールですが、当面の目標としては、6月定例議会議中に政策提言テーマを策定することとしております。また令和6年度から7年度の政策提言の検証については、5月と12月に当局ヒアリングを予定しております。

テーマの設定手法についてですが、資料の3「政策提言テーマについて」をご覧くださいと思います。テーマ選定にあたっては、市民意見を取り入れていただきたいということです。事例として、事務局が生成AIを使って総合計画のアンケートなどを分析し、結果をまとめました。これらもテーマ選定の判断材料としていただくことができます。

これらの分析結果以外に、どういうやり方でテーマを決めていきたいと思いますか。委員の皆様よりご意見を伺いたいと思います。皆様から何かございますか。

○後藤 啓委員長 それでは、ガンバリーニ杏子委員から。

○ガンバリーニ杏子委員 ちょっと新人なもので、前回の9月にも常任委員会で提言を出されたと思うんですけども、そのときのテーマってどうやって決めたかっていう決め方をまず教えていただけたらうれしいです。

○後藤 啓委員長 昨年9月に出した定テーマについても、事前にこうやって議員間討議でそれぞれ思いのある内容をザーッと出していただいて、それから次の機会に集約していったというような格好です。

ですので、今回も皆さんの関心のある項目をまずザーッと羅列していただくっていうような格好になるかと思うんですけども、その中から集約していくような格好になるかと思いません。

○ガンバリーニ杏子委員 今日は、そのテーマの羅列ではなくて、その前にどうやって決めるかを話し合うのでしょうか。

○後藤 啓委員長 そうでもいいし、自分の出したいテーマを出してもいいし。

○ガンバリーニ杏子委員 一周回っていただいて、もう1回考えてもいいですか。

○後藤 啓委員長 では次に松本国博委員。

○松本国博委員 1、提言に向けてとか、2、スケジュールまであるんですけど、そこちょっと引っかかるというか、話させていただきたいのは、今さっき、空き家の適正化の条例が出てきたじゃないですか。これはやっぱり実際に令和5年に提言として出したものが今帰ってきて、3年ぐらいかかるんです。ここのスケジュール感を見ると、この間9月に出したものをもう5月で検証入って12月で答え出せみたいなのは、議会改革の委員長がいるんですけども、さっと今進んでることだけを出せっていうのでそれでいいんですけども、何かちょっと早いっていう。要は3年ぐらいかかる重いものを出しているんで、やはりすぐ1年2年では出てこないんだろうなと思ってます。そこまでの段階で。なのでそういうことも頭に入れながら検証を進めないで、当局がいつもの業務をしながら、提言はあとすぐ答えを出せみたいのが、ちょっと辛いのかなっていうのもあります。

まずそこで、その下のテーマですけど、私もまた提言しなければならないのかなっていう気分ですけれども、あんまり乱発しすぎるのもどうなのかなと思ってます。今例年のことを考えると、3月の頭の段階でテーマをこれから決めるってのはなかなかすごい遅くなってると、タイトな感じがします。やるならば、急ぐ必要があるのかなと思ってます。

申し訳ないですけど通年議会も始まって、肌感だけなんですけども、議員の我々もそうですし、当局や事務局の方も、何となくせわしない、前より余裕がなくなったかな。最初の提言は、コロナ禍でいろいろすることができなかつたから、提言を2つも放り込んでも何かこなされた部分があるんですけども、今は、平常運転で通年議会なので、また提言も丁寧すぎると、やることができなくなるような気がします。

テーマ何でもいいんですけども、前回の齋藤直委員長のやった提言は素晴らしいものでいいんですが、あのくらい重いと大変なのかなと思ってます。

本当で1点突破でこれだけは、この2年間でやってもらうんだっていう、あまり重さを持たない、1点突破でこれだけはお願いするっていう形で、これからテーマなんでしょうけども、その方が、軽く済むではないですが、いいものができるのかなと。あまりにも広げて子育てなんてのなんてらなんてらまでやらずに、ここだけはやりたいっていう部分でやった方がいいのかな、ちょっと細見の内容で行った方がいいのかなと。

それで私が勝手に今朝考えてきたのは、本当のフロントヤード改革。要は、1階の手続きに来たときに、簡単に市民が気持ちよくさっさと帰られる、やることをやってすぐ帰えられるような、本当の受け付けをどうするかっていうのがいいのかなと1つ持ってきました。いろいろお話させていただきました。以上です。

○後藤 啓委員長 貴重なご意見ありがとうございます。提言テーマについては、議長の方から、あんまり無理しないでください、委員の皆さんの負担にならないような中でっていう話もありました。

それでは、佐藤猛委員。

○佐藤猛委員 通年議会をやって政策提言をやるってことは、酒田市議会としてようやく動き出して、1つの成果が今回出てきたようなものもあったので、非常によかったことなのかなと。

次のステップということで今日こういう話になってるんだと思うんですけども、まず、前回やったものの継承というかですね。人は入れ替わりはしているわけですけど、民生常

任委員会として政策提言をしたわけですので、途中経過でもいいので、やっぱそのところの検証も少しやりつつ、そして次のつていうふうなPDCAということを生民に限らないで言っていたはずなので、そのことも踏まえて、次へ進んでいったらどうなんでしょうかと。

ここで今日は政策提言テーマの決め方というふうなタイトルではありますが、まず、前回やったものの検証も含めて、もちろん経過途中なわけではありますが、そのことも踏まえつつ、そして、今新しいテーマ、松本委員からすぐ出していただいたわけですが、そういうものもあり、また継続するものもありつていうことなのかなと思っています。タイトなスケジュールが書いてありますが、これはこれでこなしていかないとできないと思いますので、お願いですが、またどっかでこういう話し合う機会を、委員長のもとに開いていただければありがたいかなって、今の段階では思っています。

すみませんが、今このことがどうということではないんですが、やはり過去にやったことを1回1回学習しながら、人が変わっても委員会としてのテーマがあるわけですから、その上で、次へということに進めたらよろしいんじゃないかなと思います。

○後藤 啓委員長 ありがとうございます。高橋千代夫委員。

○高橋千代夫委員 いろいろやって、検証を踏まえてつていうのは今話あったけれども、そこまでやるとまた、ボリュームが膨らむなつていう思いでも聞いていたんですけども。やりたいことがいっぱいあつてもそんなに、実際の話できないと思うんです。

本当は今回久々に一般質問する中にちょっとだけ入れ込んで、自分の所管だからあんまり入れないのが普通なのかもしれないんですけども、ちょっと入れたんですけども。

近い将来、幼児保育、保育、幼稚園、保育園、こども園、これどうしていくのかつていうのは、課題になってくると思う。

えらく子どもが減つてつていうので、今の体制では多分もたないだろうというのが目に見えればわかるわけなので、まして、旧町は酒田市立それから旧酒田市では、今1ヶ所となつている。あとは皆法人ですけども、法人ある各地域を見てみると、ほぼもう法人の役員が年寄りということ。例えば、子どもが実際はほとんど地元の人がいなくて、他からみんな来てつるか。それで何とか運営してつていう、他にもいろいろ理由はあるけれども辛い環境になつている。それをどうしていくのかつていうことをやっぱり、我々は提言していくべきであつて、そこをやらなければならぬのかな、いち早く行政にも考えさせなければならぬのかなと思っています。

○後藤 啓委員長 ありがとうございます。市村浩一委員。

○市村浩一委員 議会改革の委員長でありながら、皆さんから貴重なご意見をいただいておりますけども、政策提言のテーマというよりも、今、松本委員、猛委員からもありましたけれども、政策提言をするからには、軽い提言ではなくて、ちゃんと重きを置いた提言、当局も納得するような提言、要は中身をちゃんと濃くした提言でなければ。逆に恥ずかしい提言では、議会のレベル上がつていかぬというふうに思っていますので、前回こんな提言をしたからやるという話じゃなくて、本当にどうだつたんだろうなという検証ですとか、ただ単にテーマをどうするのではなくて、委員会の中で、議会の中でやっぱり、テーマについて議論する時間が欲しいなというふうに思いました。今回、特別委員会委員長としてこうやって、スケジュールを羅列させていただきました。各常任委員会でこういったことをやっていますので、いろいろ今のような話が多分出てつようかというふうに思いますが、また改めていろいろな

形の中でこのスケジュールについても検討していきたいと思ひますし、ぜひ、政策を提言するにも重い中身のある内容にしていきたいなというふうに思ひます。今日は、何のテーマにしようかっていうのは、また少し考えさせていただきたいなというふうに思ひます。貴重なご意見ありがとうございます。以上です。

○後藤 啓委員長 後藤仁委員。

○後藤 仁委員 私ずっと民生にいましたので、松本委員が空き家は年数かかるよねと。そうです、年数かかるんです。

ただ、執行部と議会は違いますので、そこら辺のテーマに対応して、表裏一体に同時進行で行かない場面の方が、ある意味、多いのかなと思ひますので、逆に言ったら議会の方が先行して、いやこういう問題をもうちょっとやっってくださいよという後押しをする提言でいいのかなというふうに思ひます。

今、皆さんがおっしゃるとおり、すぐにテーマが決まるものではないと思ひますけども、子育てだとかいろいろある中で、結婚問題。正式か個人間契約でも何でもいいんだけど、男と女が一緒になって子どもを作らんことには、少子化も何も前に進まないという現実。でも今、それを後押しするアバターだとかいろいろやっていますけれども、民間の皆さんもやっていますけれども、それを行政として体系的に政策としてやっているかっていうと、もう何か弱い感じ。出会って結婚何組できたら、ラッキーだねと。できなきゃ、お互いの個人を尊重しなきゃだめだから無理だねという話で、何かその結婚の機会だとかそういうものに対して、強力なバックアップができる社会でなくなっているというふうに思ひます。

個人的な経験で言いますと、ご紹介した2人から分かれられますと、分かれるときの相談も受けながら、仲人じゃないですけども、紹介っていうのは辛いよな。そのうちのご両親もみんな知っている中で紹介して別れられた傷は、なかなか癒えません。

そのくらい、ある意味、結婚に持っていくのって難しいテーマで、でもそれがいいことには、少子化は治まらないので、非常に重いテーマですけども、そこら辺を民生として、やる元気があれば、いかがなものでしょうか。以上です。

○後藤 啓委員長 ありがとうございます。佐藤弘委員。

○佐藤 弘委員 1年ぐらい休んでいたのが微妙なんですけれども、テーマを決めるときに、かなり熱心に話し合いをしてテーマが決まったんです。それはいいんですが、テーマのためのテーマ決めというふうになっていないかということなんです。ああできた、もういいという感じではなくて、テーマを決めていくのは、それ相応の責任があると思うんです。

テーマを決めて一段落ではなくて、テーマを決めてから、我々は責任を負うんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、簡単に1年2年で決めていいのかなと思うんです。テーマが決まった以上は、ある程度じっくり腰を据えて取り組むべきではないかなというふうに思ひます。

○後藤 啓委員長 ありがとうございます。では、ガンバリーニ杏子委員。

今ぐるっと回ってきて、何かご意見は。

○ガンバリーニ杏子委員 ちょっと松本委員の意見に乗っかるような形になってしまうんですけど、フロントヤード改革の市民の方が市役所に来たときに、パッと用事を済ませてわかりやすくするっていうので、今の子育てに関しては切れ目のない子育て支援ってよく言われていると思うんですけど、切れ目のない子育て支援じゃなくて、切れ目のない市民サービス

というか、市民支援、揺りかごから墓場までみたいな感じでもう全体をつなげてしまう。

今ちょっと手続きを楽にするものとして、酒田市役所でスマート窓口があると思うんですけども、出生届とお悔やみの手続きは、事前にオンライン予約ができて、実際待ち時間なくすぐ手続きができるみたいな。ただ出生届とまだお悔やみだけで、その間いろいろ生きているといろいろ手続きがあると思うので、そのあたりをだんだんデジタル化も含めてって言うとなんか民生じゃなくなるんじゃないかな。

市民サービスの向上ですね、広く言うと。なるべく職員の方も市民側も手間を減らし、用事をさっと済ませて快適に利用できるように市民サービスを目指す。揺りかごから墓場まで。以上です。

○後藤 啓委員長 ありがとうございます。皆さんから出していただきました。

フロントヤード改革。検証を踏まえてテーマ設定する。保育園・こども園の将来的な運営をどうするのかというようなこと。中身のある定義にするためにもっと議論が必要だということ。少子化対策に結婚対策が一番重要なのではないかなというようなこと。テーマを決めたら1、2年でなくて腰を据えて取り組むべきというような話。窓口の市民サービスを充実させるためにフロントヤード改革を揺りかごから墓場まで充実させていくこと。というようなご意見をいただきました。

ありがとうございました。まず、具体的なテーマは、もうちょっと時間がありますので、今日のご意見を踏まえて、次回また臨時議会とかあるときに、皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日のご意見を踏まえて、政策提言テーマ策定に向けて、手法等の検討をさせていただきたいと思います。

なお、明日から予算特別委員会がありますけれども、委員の皆様には、民生常任委員会が令和6年から7年にかけてまとめて政策提言を行った「少子化の中での幼児教育・保育のあり方」について、この提言内容が今回の予算編成にしっかり生かされているか改めて確認していただけるタイミングかなと思います。委員会の継続した取組として、予算資料を注視していただくようお願いしたいと思います。

高橋千代夫委員

○高橋千代夫委員 せっかくですんで、委員長の思いも聞きたいと思います。

○後藤 啓委員長 私の思いとしては、先ほど高橋千代夫委員も仰ってましたが、子どもが少なくなっている中で、保育施設のあり方ということで、前回「少子化の中での幼児教育・保育のあり方」について政策提言したわけですけども、引き続きっていいですか、もっと中身を深めていければなというようなことは考えておりました。付随したことでいいんですけども、この検証をまずしっかりしていきたいと思っております。

以上をもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前 10 時 47 分 閉 会